

匝瑳市総合開発審議会条例

平成18年1月23日
条例第24号

(設置)

第1条 市は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想（以下「基本構想」という。）及び基本計画並びに企業誘致その他産業の奨励に関し市長の諮問する事項を調査審議するため、匝瑳市総合開発審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画に関すること。
- (3) 重要な将来事業に関すること。
- (4) 用地の提供、賃金、資材の調達その他工場の設置上必要な事項について援助、あっせん又は便宜供与に関すること。
- (5) 地下資源の開発に関すること。
- (6) 企業誘致に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、産業を奨励するための必要な措置に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(任期等)

第4条 委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。